

## ご請求書に関するお願い

皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度従来の販売形式を取り止め、[弊社ホームページ上から書式をダウンロードし](#)、  
ご提出頂く方法に変更致しました。

恐縮ではございますが、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

### ★「指定請求書」取扱いについてのお願い

- ① 弊社ホームページ「協力会社の皆様へ」から、「指定請求書（入力用）」の書式ダウンロードをお願い致します。  
必要事項を入力頂き、押印の上、**2枚目**をご提出ください。（1枚目は御社お控えとなります）
- ② 現場ごと（1現場に指定請求書1組）に請求して下さい。  
※取引コード・各現場の工事番号を記入して下さい。（本社担当又は現場担当者に確認して下さい）  
※御社請求書又は内訳書等を添付する場合は、指定請求書の内訳欄に「別紙内訳書」とし、  
各現場ごとに**2部**（コピー可）添付して下さい。  
※現場が複数ある場合は、総括表（書式指定なし）を必ず添付して下さい。
- ③ 請求書は「5日締め・**7日必着**」または「月末締め・翌月**7日必着**」をお願い致します。  
7日必着が間に合わない場合には、7日正午までに下記連絡先にお問い合わせください。  
※7日が日・祝日の場合は翌営業日。（GWや夏季・年末年始等の休暇の際も同様となります。）  
※弊社指定請求書以外で送付された場合は、弊社よりご連絡しますので指定請求書で再提出をお願い致します。その場合も7日必着をお願い致します。
- ④ 現在、事務所を仮移転しております。請求書・領収書等につきましては、**横浜市緑区鴨居3丁目42-2**の事務所宛にご送付いただきますようお願い申し上げます。

### 【注意事項】

※以下に該当する請求書は、翌月分扱いとなり、支払いが1ヶ月遅れとなりますのでご了承下さい。

- ・弊社指定請求書以外の請求書
- ・必着日以降に届いた請求書
- ・現場に郵送されて必着日以降、本社に転送された請求書等

※お支払金額が税込1万円未満の場合は、弊社にて振込手数料を負担致します。

### 【支払条件】（基本）

※**請求書7日必着** 「5日×、翌20日支払（又は月末×、翌々20日支払）」

- ・労務（直営を除く）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 現金100%
- ・ガードマン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 現金100%
- ・材料、機械、リース、外注、燃料、残土処理
- 1ヵ月のご請求が、**合計 税込30万円未満**・・・・・・・・ 現金100%
- 1ヵ月のご請求が、**合計 税込30万円以上**・・・・・・・・ 現金50%・手形50%（サイト60日）

※ご請求金額が税込10万円以上の場合、安全協会会費として0.3%を控除させていただきます。

ご了承ください。

◎ご不明な点がございましたら、下記までご連絡下さい。

担 当：総務部 土井（045-934-2691）